# 令和７年第４回知内町議会臨時会

◎　招集年月日　　令和７年４月２１日（月）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和７年４月２１日（月）　午前　９時３０分
◎　閉会日時　　令和７年４月２１日（月）　午前１０時４７分

◎　出席議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 松井盛泰 | ６番 | 山田顕人 |
| ２番 | 花井泰子 | ７番 | 一之谷　駿 |
| ３番 | 笠松悦子 | ８番 | 野口久美子 |
| ４番 | 五十嵐捷爾 | ９番 | 木村　一 |
| ５番 | 吉田峰一 | １０番 | 谷口康之 |

◎　会議録署名議員　　１番　松井盛泰　　９番　木村　一

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

| | |
|---|---|
| 町長 | 西山和夫 |
| 副町長 | 大野　樹 |
| 総務課長 | 森永　茂 |
| 生活福祉課長 | 笠松さおり |
| 保健センター長 | （笠松さおり） |
| 地域包括支援センター長 | （笠松さおり） |
| 税務会計課長 | 佐藤辰治 |
| 農業水産振興課長 | 南　一貴 |
| 商工林業振興課長 | 南　和敏 |
| 政策調整課長 | 三原知明 |
| 建設水道課長 | 澤田浩一 |
| 教育長 | 堂下則昭 |
| 教育委員会事務局長 | 長谷川将之 |
| スポーツセンター長 | （長谷川将之） |
| 知内高等学校事務長 | 高田正志 |
| 学校給食センター長 | （長谷川将之） |
| 代表監査委員 | 木村和義 |

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 上野真吾 |
| 議事係 | 舘岡玄武 |

## 令和７年第４回知内町議会臨時会議事日程

（第１号）　　令和７年４月２１日（月）午前９時３０分開議

| 日　程 | 議 件 番 号 | 議　　件　　名 |
|---|---|---|
| 第　１ | | 会議録署名議員の指名　１番、松井盛泰君、９番、木村一君 |
| 第　２ | | 会期の決定について |
| 第　３ | | 議長の諸報告 |
| 第　４ | 議案第　１号 | 令和７年度知内町一般会計補正予算（第１号）について |
| 第　５ | 議案第　２号 | 知内町税条例の一部改正について |
| 第　６ | 議案第　３号 | 知内町過疎地域における固定資産税課税の免除に関する条例の制定について |
| 第　７ | 議案第　４号 | 知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 第　８ | 議案第　５号 | 知内町地域包括センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について |

---

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（谷口康之）

皆さん、おはようございます。

令和７年第４回臨時会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

只今の出席議員数は、１０人です。

定足数に達していますので、令和７年第４回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりあります。

---

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（谷口康之）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１番、松井盛泰君及び９番、木村一君を指名します。

---

● 会期の決定について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日に決定しました。

---

●　議長の諸報告

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第３、『議長の諸報告』を行います。

令和７年第３回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

---

◎　議　　長（谷口康之）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

皆さんおはようございます。

議員の皆様には、令和７年第４回知内町議会臨時会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させて頂いておりますのは、議案５件であります。

議案第１号は、令和７年度知内町一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ７億６，５１４万５千円を追加し、総額を６３億７，５１４万５千円とするものであります。補正の主な内容は、１０款教育費に青少年交流センター涌元棟整備に関し、国からの補助金に内示があったことから、工事請負費等を追加するものが主なものであります。

議案第２号の知内町税条例の一部改正については地方税法等の一部を改正する法律他関係法令が本年３月３１日にそれぞれ交付されたことから、町の税条例の一部を改正するものであります。内容については、公示送達他町民税や固定資産税等の関係条文を改正整理するものであります。

議案第３号の知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例の制定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の改正により、固定資産税を免除する適用期間を令和６年４月１日から、令和９年３月３１日までの３年間延長する条例であります。

議案第４号の知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につい

ては、地域包括支援センターの配置職員基準について緩和するための改正であります。
議案第５号の知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正については、議案第４号の基準の一部改正に伴い、職員の常勤換算方法等を整理改正するものであります。
議案の内容につきましては、担当課長より説明をさせて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

---

● 議案第１号　令和７年度知内町一般会計補正予算（第１号）について

◎ 議　　長（谷口康之）
次に日程第４、議案第１号、『令和７年度知内町一般会計補正予算（第１号）について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
◎ 総務課長（森永　茂）
議案の３ページをお開き願います。
議案第１号、令和７年度知内町一般会計補正予算（第１号）について。
令和７年度知内町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７億６，５１４万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６３億７，５１４万５千円とする。
第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
地方債の補正です。第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。
歳出からご説明しますので、１２ページをお開き願います。
２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に１０２万５千円を追加し、２億８７２万７千円とするものです。８節旅費の赴任旅費で、今年度の職員採用等の人数に伴い、支給に不足が見込まれる分を追加補正、また、１０節需用費では、職員用パソコンが補償期限を経過し、修理等が増えている状況を踏まえ、不足が見込まれる分を追加補正、１３節使用料及び賃借料で、ＰＣソフトのライセンス追加及び、勤怠管理システム利用料の予算額計上額に不足があったため追加補正するものです。
次に１３ページです。１１目自治振興費に１１０万円を追加し、３億３，３５８万６千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金に、一般コミュニティ整備事業として、湯ノ里町内会から要望のあった、ごみステーション（７台）の整備について、一般財団法人自治総合センターから助成の決定があったため追加補正するものです。
次に１４ページです。６款農林水産業費、１項農業費、４目農地費に２万１千円を追加し、３３７万３千円とするものです。２２節償還金利子および割引料に、令和２年度分の農地耕作条件改善事業補助金について一部返還の必要が生じたため、追加補正するものです。
次に１５ページです。６目農村活性化センター・公園管理費に３万１千円を追加し、１８

４万円とするものです。１２節委託料で、農村活性化センター電気設備点検委託料の予算額計上額に不足があったため追加補正するものです。

次に１６ページです。２項林業費、３目造林事業費に１，３００万円を追加し、４，５３３万４千円とするものです。１２節委託料で、林業専用道重内２号線開設工事について、この度、国から補助金の内示があったことから、設計委託料分について追加補正するものです。

詳細につきましては、後程、担当課長からご説明させていただきます。

次に１７ページです。７款、１項商工費、５目物産館管理費に１６万８千円を追加し、１，６８１万１千円とするものです。１３節使用料及び賃借料で、冷蔵ショーケース１台の故障に伴い、新たにリースするため、今年度分のリース料を追加補正するものです。

次に１８ページです。６目健康保養センター管理費に１１０万円を追加し、２，９５７万７千円とするものです。１２節委託料に、こもれび温泉エネルギー使用量の削減に向けて調査効果検証を実施するコミッショニング事業について委託料を追加するものです。

詳細につきましては、後程、担当課長からご説明させていただきます。

次に１９ページです。１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費で補正の額はありませんが、地域みらい留学分として予算措置した１１節役務費の広告費の一部を、１０節需用費の印刷費と消耗品に予算組み替え対応することとしたものです。また国からの補助金の内示があったことから財源についても組換えを行っております。

次に２０ページです。２項小学校費、１目学校管理費で補正の額はありませんが、１４節工事請負費の遊具更新工事費から、１０節需用費の修繕費と１７節備品購入費の遊具購入費に予算組み替えし、対応することとしたものです。

次に２１ページです。５項社会教育費、４目青少年交流センター管理費に７億４，８５０万円を追加し、７億６，０８２万２千円とするものです。

この度、廃校を活用した地域活性化交流拠点施設整備事業、青少年交流センター涌元棟改修工事等について国から補助金の内示があったことから、１２節委託料から１７節備品購入費まで、それぞれ事業費を追加補正するものです。

詳細につきましては、後程、担当課長からご説明させていただきます。

次に２２ページです。１３款、１項、１目職員等給与費に２０万円を追加し、７億７，５６１万１千円とするものです。１節報酬で、４月・５月の間、工事等設計業務のため、昨年度退職の職員をパートタイム会計年度任用職員として雇用するため、必要と見込まれる額を追加補正するものです。以上で歳出の説明を終わります。

続いて歳入について説明しますので、７ページをお開き願います。

１０款１項１目地方交付税に１，５７９万５千円を追加し、２０億４，６７９万５千円とするものです。これは、ただ今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

次に８ページです。１４款国庫支出金、２項国庫補助金、６目地方創生交付金に、新たに３億７，５７５万円を追加するものです。これは１節地方創生交付金で、歳出で説明しました廃校を活用した地域活性化交流拠点施設整備事業交流センター涌元棟改修工事費等に対応した追加補正です。

次に９ページです。１５款道支出金、２項道補助金、３目農林水産業費道補助金に１，３００万円を追加し、１億５，０４１万３千円とするものです。これは２節林業費道補助金で、歳出で説明しました林業専用道重内２号線設計委託料に対応した追加補正です。

次に１０ページです。２０款諸収入、５項、１目雑入に１１０万円を追加し、２，８０６万４千円とするものです。これは１節雑入で、歳出で説明しました一般コミュニティ助成事業に対応した一般財団法人自治総合センターからの助成金の追加補正するものです。

次に１１ページです。２１款、１項町債、３目教育債に３億５，９５０万円を追加し、６億７，８５０万円とするものです。これは１節教育施設整備事業債で、歳出で説明しました青少年交流センター涌元棟改修事業等に対応した追加補正です。

続きまして、６ページをお開き願います。

第２表、地方債補正です。地方債の変更として、教育施設整備事業債の限度額を３億１，９００万円から６億７，８５０万円に引き上げるもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**◎　議　　長（谷口康之）**

次に商工林業振興課長。

**◎　商工林業振興課長（南　和敏）**

商工林業振興課林業費の関係の補正予算についてご説明致します。

説明資料７ページをご覧下さい。林道専用道重内２号線の開設工事です。概要として国の繰越予算の補助金を活用し、森林整備の基盤となる林業専用道の整備を行い、主伐期を迎える民有林の伐採等、森林施業を進める目的として行います。

事業規模、財源は、延長１，３００ｍ、幅員３ｍ、総事業費５，９８０万円を予定しております。本臨時会で設計委託費１，３００万円を計上し、工事費については、今後補正計上を予定しております。受益者は、民有林で１４名、受益面積について８０．６６ｈａ、森林資源量は２２，０００㎥となっております。実施箇所については位置図の通りとなっております。

続きまして、商工費関係補正予算について説明致します。説明資料８ページをご覧下さい。

知内町こもれび温泉コミッショニング事業です。事業概要と目的として、町の公共施設の中でも光熱費が特出しているこもれび温泉を対象にエネルギー使用量の削減を目的として、コミッショニングを実施したいと考えております。

コミッショニングについては、現状の運用性能を検証・分析し必要な改修や調整等を提案することで、より適切で省エネな運用を実現するプロセスとなっております。

こもれび温泉は既に省エネ性の高い性能機器のヒートポンプを導入している施設でありますが、主なエネルギーとなる電気の使用量が大変大きく、また昨今の電気代高騰もあり、電気使用が増加している状況です。

本事業では１年目に運用性能を検証・分析調査し、これまで施設全体としての電気使用量でしかみれなかったエネルギーの使用量を計測機器等を各箇所に設置し、暖房・給油・照明・温熱環境等を１年間の詳細検索により用途別に確認を行います。

２年目以降には、将来的な設備運用、施設運用の改善に向けた改善提案、効果検証を予定しております。参考にこもれび温泉の過去のエネルギー使用量として記載しております。

事業費は１１０万円となっております。

以上で商工林業振興課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

**◎　議　　長（谷口康之）**

次に教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。説明資料の９ページをお開き願います。廃校を活用した地域活性化交流拠点施設整備事業です。この事業の目的ですが、昨年閉校した涌元小学校を改修して知内高校の町外生徒用宿舎とスポーツ合宿での拠点施設に整備し、若者の地元就職率や交流人口の拡大を図るものです。

事業費の内訳ですが、工事関係として建築予算が３億３千万円、主な内容は、校舎を宿泊棟等へ、体育館を人工芝を敷いた室内練習場へ、プールと更衣室をピッチングブルペンやトレーニング室へ改修致します。

また、外部仕上げとして外壁は既存のまま、屋根は防水改修工事を行います。内部は床、壁、天井ともに既存の物を利用すると共に部分的に水回り改修や塗装仕上げ、現しのスケルトン改修等を行います。

電気関係は予算額１億２千万円、ＬＥＤ化とキューピクル改修を行います。機械関係は予算額２億１千万円、エアコン冷暖房や重油ボイラーの導入、また厨房施設の調理用機器が主なものです。

また、その他工事管理費として７００万円、外構工事として駐輪場の設置に８５０万円、合計６億７，５５０万円の工事費であります。

また備品の関係ですが、生徒の登下校用の大型バス１台、またデジタル化により野球技能の向上を図るラプソードの導入、厨房調理機器や食器類、家具類、家電類、寝具類、その他居住に必要とされる備品一式で合計が７，３００万円でございます。

区分毎の予算額や内訳は記載の通りとなっております。

１０ページにまいりまして、効果促進費でございます。生徒の全国募集にかかる地域みらい留学関連経費です。こちらは既に当初予算で計上しておりますが、今回国費の補助対象となりますので、財源を一般財源から1/2国費に組換えを行うものです。

次に３．事業費の合計と財源内訳ですが、予算額が工事・備品・効果促進の合計で７億５，５００万円です。うち財源内訳として国費が合計で３億７，５７５万円、過疎債が合計で３億５，９５０万円、町費としては合計１，９７５万円の財源内訳となっております。

尚、国費につきまして、内閣府の第２世代交付金の採択を受けております。

次に工事工程ですが、７月から工事をはじめ、年度内完成、その後現在の寮から生徒の移動予定をしております。

最後に、１１ページに完成予想図を載せておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

６番、山田議員。

◎　６　　番（山田顕人）

予算書の１２ページです。１０節需用費のＰＣの機器等修繕費ということで３０万円見ておりますけれども、このＰＣはどうなんでしょう、リース契約とかはしているんでしょうか、その辺りちょっとお聞きします。

◎　議　　長（谷口康之）
総務課長。
◎　総務課長（森永　茂）
ご説明します。職員が使っているパソコン、全部購入ということです。
◎　議　　長（谷口康之）
６番、山田議員。
◎　６　　番（山田顕人）
町の方で購入しているということで、理解してよろしいですね。
◎　議　　長（谷口康之）
総務課長。
◎　総務課長（森永　茂）
町の方で購入しております。
◎　議　　長（谷口康之）
６番、山田議員。
◎　６　　番（山田顕人）
町の方で購入ということは、当然ながら購入先からの保守点検等のそういうような利用なものは出てこないという事で理解してよろしいでしょうか。
◎　議　　長（谷口康之）
総務課長。
◎　総務課長（森永　茂）
ご説明します。パソコン自体に１年間、そもそもの保証期限はありますが、それが切れた後は修繕対応、修理対応が必要になるということでございます。以上です。
◎　議　　長（谷口康之）
あと質疑ございませんか。
１番、松井議員。
◎　１　　番（松井盛泰）
１番、松井です。教育費の関係でお尋ねを致したいと思います。先程の説明の中で涌元小学校の廃校の問題、今回６億７，６００万円程かけて改修するわけですが、その中にですね、機械関係２億１千万円、特に給湯重油ボイラーをまた使うんだということ。どうでしょう、これだけ高額にかけるんだったら、むしろここにバイオを使うという考え方にならないのか。今ここで重油ボイラーとまた油代上がって来ているっていったら、またいろんなこと考えなきゃならない。そういう事を含めてちょっとこの辺の問題についてお尋ねをしたいと思います。
◎　議　　長（谷口康之）
建設水道課長。
◎　建設水道課長（澤田浩一）
ご説明致します。実は設計の段階で検討は致しました。チップボイラーを設置するにあたってチップサイロが必要だと思うんですけども、今回涌元小学校は敷地が狭くて、チップサイロが置く場所がまず無かったという事でございます。事業費に関しましても、チップボイラーを入れるとなりますと、大体４億円位の想定でした。

それで一応比較としては、冷暖房としてはＥＨＰ電気のエアコンを入れるという事で、１億円弱だったと思うんですけども、そういう観点からチップボイラーは見直したのと、あと施設的に子ども達が２４時間いるわけでも無くて昼間は学校に行っていますので、あまり使用料が伸びないかなということで、今回そういうふうにさせて頂きました。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井議員。

◎　１　　番（松井盛泰）

知内高校で今回やったやつ、サイロ２億円って聞いているんだけども、４億円っていうのはどこから出てきた。大体あそこのサイロは約２億円だという話は聞いていたんだけど。

それとやっぱり１年中居住しているわけですから、学校と違って夜になったら必要なんだよ、昼間誰もいなくても。居ないからといって暖房使わないわけにはいかない。そういうこと含めれば、経費的に相当かかると思うんです。あれだけの広さがあって課長が今言うみたいにサイロ建てる場所が無いとか、そんなこと考えられないことなんだよ。もう少し検討してこの辺を最大の効果出すって言ったら、まず最小の経費で最大の効果を出すという事をもう少し考えて頂きたい。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。当初機械室として考えていたのが、体育館の器具庫とかプール側の方なんですけども、そこに入れようかと検討しました。なんですが、なかなか中では狭いので外に機械室も出す、あとサイロも出すとなった場合に、想定では体育館とプールの横の今車を止めているスペースになると思ったんですけども、実は道になっているんです。所有者がちょっと相続の関係で購入も難しいということで、なかなか設置する場所が見つけれないということで、断念させて頂きました。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井議員。

◎　１　　番（松井盛泰）

質問３回ですからこれで終わりますけれども、あそこは全部町有地なんですよ。町有地でないの。だけども学校で使っている場所でしょ。どうでもなるべさ。使わないという事の発想でなくて、ありきの発想でもう少しじっくり考えてみて将来ずっと長く使わなきゃならない。こもれび温泉が良い例なんだよ。ああいうことにならないようにひとつ、初めからもう一度じっくり考えて頂きたい。答弁はいりません。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

６番、山田議員。

◎　６　　番（山田顕人）

予算書の１８ページです。説明資料の８ページです。こもれび温泉のコミッショニング事業ということで、１年目調査でいろいろ計器を付けてそこそこの部屋の電気量を調べていくということなんですけども、これってそこまでしてなんていうのかな、何かをどうすれば節電に繋がっていくのかっていうのは、実際運営している方達がやっているのがベストなのか

なというふうに思うんですけどもね。その節制しているところがあるのかどうなのか。その辺を調べるんであれば分かるんですけども、ちょっとよく意味が分からないというか、その辺もう一度ちょっと考え方を教えて頂きたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。こもれび温泉については、大きな電気代ということでご存じの通りかかっております。各ヒートポンプ４台、冷暖房機器、その他の電気代等もいろいろ含んだ中の電気代となっております。

今施設を運営する中で、様々な運用の仕方があるんですけども、確かな確立したものがないというか、例えば、夜電気が必要無いんだけれども電気をつけていたとか、そういうのもちょっと分からない部分もあるので、今回機器をつけて詳細に測る事で不必要な電源を切ったり、運用で季節によっては時間を早めたり、遅くしたりということでやっていければ、いくらかでも省エネに繋がるんじゃないかなということで、今回の調査の方を入らせて頂きたいと考えております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田議員。

◎　６　　番（山田顕人）

その辺理解しましたけれども、なんかこう１１０万円を事業費にかけてやっていくのが、どうなのかなって、実際やってみた方が良いのかなと普通に運営しながらやってみた方が良いのかなと思うんですね。

ここの中で、改修工事分析し、必要な改修や調整等を提案することにより適切な省エネルギーというところの運営になっていくということではあるんですけども、この辺り先程１番議員さんから言われたように、木質バイオだとか若しくは太陽光のパネルを引いて電気を供給するだとか、そういうような事を考えていくんであれば、何となく効果的になるのかなと思うんですけども、如何でしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。その辺の改修ということで、文字の方には起こして頂いていますけども、取りあえず今の使用量を把握することが、１番なのかなと思っております。

１年間かけて使用量を計測して、まともな対策が有れば今後２年目以降検証していくということで今考えております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田議員。

◎　６　　番（山田顕人）

使用量を把握するって、もう把握されていますよね。金額まで出ていますよね。それで中身で創意工夫しながらちょっと節電していくよという形だと思うんですけども、そうでなくて改修するという事もあるんでしょうけども、念頭にすると、そういうのでいくと、太陽光パネルだとか、先程言った木質バイオだとか、そういうものを取り入れていくことによって、

電気量が下がっていくよという考え方の方が、よろしいのかなと思うんですけども、如何でしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。今こもれび温泉についてる電源装置については省エネ性の高いヒートポンプが付いております。ですから以前にもちょっとお話したんですけども、木質バイオマスボイラー、あと太陽光の方はちょっと試算していないんですけども、そちらより省エネ性が高い機器が既に付いているという事で、更にその機器を利用した中で省エネが出来ればということで、今回の調査にしていくということになっております。

勿論、バイオマスボイラーの方の検討も以前にはしていますけれども、バイオマスと重油換算の関係で検討していますけども、どうしてもバイオマスについては、建築主体工事とあと、先程言われたようにサイロ等の建築費が結構大きなものになるので、それに比べるとヒートポンプの方が断然有利だということで、町の方では判断していますので、まずはヒートポンプの使用の部分を効果的に使うことで更なる削減が出来るという事で判断しておりますので、ご理解して頂ければと思います。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

私から補足します。今あるヒートポンプ４台、それから冷暖房施設、それから電気の照明施設、これらそれぞれ合わせた合計で今７４万円という数字が出てきているわけです。毎年電気料金も変わって来てますから、料金も相当動いてきてますけれども、それぞれの部門でどういう電気の使い方をされているのか、そこをきちんと整理をして直せる所は直してもらう、そして節電出来る所は管理者にも節電の協力を依頼するというような所で、その部門部門で電気の使用料を確認すると、まずそこからスタートしたいということでございます。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井議員。

◎　１　　番（松井盛泰）

ちょっと関連してですけども、何年前からこの話してる。スリーエスでやっている時から同じ事言っている。その効果が何も出ないで、今１１０万円金額の問題ではない。町費をかけて調査をする、何のために調査するのよ。今、副町長が説明したのも詭弁だべやとしか思えない。何年も同じ事ずっと質問してきた。最終的に今のヒートポンプの方が経済的だ。見れば分かる。だけども油が上がる、電気代が上がる。最終的にどっちが得なのか、バイオマスが得なの分かる。建設費が高いからバイオマスになかなか手つけれないというのは分かるけれども、これをやって最終的に何を実行するの、３年目に。ここまできちんと言ってもらわなかったら、なんか今一ピンとこない。今まで言ったことが全部ひっくり返しているんだよ。

そういうことも含めてさ、今までのやつでこういうもんだろうと頭にインプットしたやつがさ、課長に言ったことを全て今までの話全部違うんだっけやっていう感じになってしまう。

そういう事も含めてちょっと整理してこれをやって、こもれび温泉を最終的にどういうふ

うにしたいのよという事をきちんと説明できるようにしてければ、以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。説明資料の中でコミッショニングとは、とあると思うんですけども、一応中身的には改修をしたり、今の使い方を見直したりということで、必ずしも改修することが目的でないということをまずご理解願います。

今回のこもれび温泉なんですけども、今まで長年同じような使い方、同じような管理で使っているということで、私達が思っていないような所で電気が例えば、回しちゃいけないポンプとかも回してるよとか、エアコンも回しているとかそういうのを確かめるために、先程副町長からご説明ありました、各部門毎の電気量を調べて、無駄が無いか、まず確認をしたいと。それで例えばですけど、１年間に２０万円減額できる予想があれば、６年経つと１１０万円回収できると、そういう見込みの中で一応今回委託としてやらせて頂きたいという事です。決して今の設備を大きく変えるという目的ではなくて、今の使い方が正しいかどうか、無駄が無いかっていう事を確かめるためにやって、人間でいうと贅肉を落すようなイメージだと思うんですけども、そういうような感じで調査をさせて頂きたいということであります。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井議員。

◎　１　　番（松井盛泰）

１つ約束して下さい。それについてはいろいろやる事についてはやぶさかでないんですけども、これ、１年毎にやったその結果について、議会に報告するという事で約束してみませんか。します。する。よろしく頼みます。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。１年目である程度計測値が出て、今後の見込み効果検証ということにいくんですけども、その前に全協等で説明させて頂ければと思います。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村議員。

◎　９　　番（木村　一）

９番、木村です。関連してこもれび温泉の事で、質問したいと思います。将来、こもれび温泉の位置づけ、方向性っていうのは５年毎に指定管理者は変わるんですけども、以前副町長の答弁でこの５年間の間にこもれび温泉のあり方を検討するって言ったども、結果的には実行はするのは３年後だと言うんだども、こもれび温泉のあり方を考えたら、例えば両建てで検討していくのか、このまま良い結果が出たら、ずっと温泉を維持していくのか、その辺がどうも将来の展望が見えないで行き当たりばったりのようなやり方を考えているんだども、その辺、もし明確な答弁があったらお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

基本的に今ほくでんＣＭ（コンストラクションマネジメント）という中で、この検証を行うということになっています。ほくでんＣＭ（コンストラクションマネジメント）というのは、ほくでんなんですけども本体は、あくまでもほくでんは電気を売るという立場、最近ほくでんＣＭ（コンストラクションマネジメント）を立ち上げて、その全体の今使って頂いている電気量が全体で本当に適正なのかという見直しも含めて提言するという、考え方は全く逆の我々消費者の立場になった提案です。そうした中で、どういう箇所が今の電気代金に跳ね上がっているか、先程副町長が言うようにそれぞれの部分の中で本当に無駄は無いのか、適正に管理されているのか、まずそこをはっきりさせたいと無駄が有るか無いかをはっきりさせたいと、それで今後今指定管理のお話されましたけれども、今結んだばっかりでありますので、５年間継続して頂くことになるだろうと思います。その中で結果を基にして先程木質バイオという話も出ましたし、太陽光という話も出ました。

更に新たな技術でペロブスカイトというフイルム型の簡易なものが出来てくるだろうと、そうなると施設自体が、例えば公民館ですね、屋上に太陽光パネルを上げるとすれば、がたいから設計変更をしなきゃならないという場面もあるし、単なる乗せれば良いというものではないので、そういう意味で軽量化されることによってどういう対応が出来るのか、将来的な技術も活用しながら、今後こもれび温泉の運営自体、経営自体、それを根本的に見直す時期にもなっているだろうと思っています。

その時には、議会の皆さんと所管調査を組みながら、今後こもれび温泉のこれから１０年２０年先どうするかという、そういう展望も見ながらどういう改善が必要なのか、それとも経営自体を断念するべきなのか、そういう展開も出てくるだろうと思いますので、その１つの材料として、本当に今電気、全体的に２，１００万円位電気使用料出てますけれども、それが妥当なのか、どこかで無駄が出ていないのか、まずそれを検証させて頂きたいと。

それでもし妥当という判断が出れば、バイオなのか太陽光パネルなのか、いろいろそれを補う事業を展開していかなきゃ、なかなか今のこもれび温泉自体経営的な課題もありますので、トータル的に見た中で最終的に皆さんと一緒に判断をさせて頂きたいという、その１つだという事で理解して頂ければ有難いと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村議員。

◎　９　　番（木村　一）

町長の言っていることは理解しました。

それで、自分も結構こもれび温泉利用させてもらっています。正式名称は健康保養センターだもんね。健康保養センターは住民の健康のために資するということで、将来的にやっぱりあり方と考えて良い悪いかっていう判断はいいども、使っている常連客からいろいろな話を聞けば、やっぱりずっと残してほしいというのが意図にあると思います。

その辺も踏まえて、この検証結果をコスト削減出来るんであれば、５年間の間に指定管理者も再度またどうなるかその辺は分からないけども、住民の要望としては残してほしいと思うんだ。あり方として。健康保養のために、施設をやっぱりなんとか町の考えももう少し前向きな形で、検討して頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山町長）

当然福祉の観点から見れば、今の施設あることにそれぞれ利用して頂いておりますので、高齢者の中では、そこを憩いの場として我々も提供している訳ですし、憩いの場として皆さんも活用している、それは根本的に考え方は同じだと思うので、そうした中で施設をどうするか、存続出来るか出来ないかっていうのは、全体的な経営的なものがありますので、その中で判断していかなきゃならない。

例えばそれを閉めたからといって、じゃあ今利用している方をないがしろにするというつもりはございません。あくまでもまず存続、こもれび温泉を存続するために少しでも軽減負担をして、指定管理者、事業者に継続してその施設を運営して頂きたいというのが根本にありますので、その段階、それがクリア出来ない場合は当然町で投資するのか、バイオにするのか太陽光をやって料金の負担軽減をして、お互い納得するような中で、事業を展開していって頂けるのかという交渉に入らなきゃならないだろうと思っていますので、その前段として今のヒートポンプ、大変優秀な物だと聞いていますので、それ以上の効果が本当に出るのか出ないのかは、この検証を踏まえた中で皆さんとまた数字が出れば、提案をしてその中で議論をして頂いて、町が将来じゃあ何処まで関われるのか、将来関わる念頭も示しながら、最終的な判断をさせて頂きたい。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

今町長から前段にこれからほくでんの専門家が来て、無駄が無いかきちんと調査をすると、初めからそれ言ってけれや、そうすれば無駄な質問する必要ねんだよ。

だからそういう事があったなら、まず冒頭にそれをきちんと説明して、こういう事で１１０万円かかるんですよという事だったら理解します。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

あと、質疑ございませんか。

６番、山田議員。

◎　６　　番（山田顕人）

青少年交流センター、涌元棟の関係で大型バスの関係でちょっとお聞きします。

これは、涌元から高校までの通学で利用されるかと思いますけれども、その他に利用方法というものは何か考えているんでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。生徒の登下校は勿論なんですけども、その他休日においても、晴れて雨でなければグラウンドでの練習等ございますので休日の移動、それとこちらの寄宿舎に合宿交流施設もありますので、そういった方で利用される方の場合によっては、送迎用バスという形も検討しております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田議員。

◎　６　　番（山田顕人）

練習試合だとか、正式な試合だとかもあるんですけども、札幌によく行かれることもあると思います。そういうことでも利用は可能なのかどうなのかお聞きします。

◎　議　　長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。現在は遠方へ遠征ですとか全道大会に行かれる場合は、町で委託している運転業務、委託業者の方で運転をして頂いておりますが、今回こちらのバスを利用するにあたっても、当然運転手の問題がございますので。委託業者の方と相談しながらこちらのバスも利用するかどうかは検討していきたいと思います。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田議員。

◎　６　　番（山田顕人）

この前、福祉バスの関係で結構納入が遅くなったという部分もあると思います。来年４月以降使用するような形になるんだろうと思うんですけども、その辺り間に合うのか間に合わないのか、その辺の予定はどうなんでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。国の採択が内示の状態ですけども、バスの業者の方には内々で納期の方はどうなのか聞いております。年度内には何とか間に合いそうだということで、一応回答はもらっています。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

福祉バス、新しいバスが入って対応しているんですけども、旧福祉バスもですね、車検整備しましてですね、現在使える状態になってます。

ですから、来年の４月からスタートしたとしても、旧福祉バスが町内だと走れますので、そういう対応も今してございますので大丈夫だと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第２号　知内町税条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第５、議案第２号、『知内町税条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎　税務会計課長（佐藤辰治）

議案２３ページをお開き下さい。

議案第２号、知内町税条例の一部改正について。

知内町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

条例改正内容について、新旧対照表により掲載しておりますが、改正内容については説明資料により説明しますので、説明資料の税務会計課の２ページをお開き頂きたいと思います。

今回の改正は地方税法の一部を改正する法律等の公布に基づき、知内町税条例の一部を改正するものです。改正内容につきましては、まず公示送達関係の改正としまして、公示送達にインターネットを用いる方法の定義が示されました。

施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律を掲げる規定の施行の日に施行となります。

続きまして町民税関係において、所得控除の変更としまして控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものです。施行期日は令和８年４月１日となっております。

続いて固定資産税関係は、行政手続きにおける特定の個人が識別をするための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、項番号のズレが生じるための改正をするものです。施行期日は令和７年４月１日です。

続きまして軽自動車税関係では、３点の改正となります。

１点目は、法律改正にあわせて軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正となります。施行期日は、令和７年４月１日です。

２点目は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして項番号のズレが生じるための改正を行うものです。施行期日は、令和７年４月１日です。

３ページをお開き下さい。３点目は、道路交通法の改正に伴う改正で、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の規定整備となります。施行期日は、令和７年４月１日です。

次にたばこ税関係となりますが、法規定の新設にあわせて加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を新設するものです。施行期日は、令和８年４月１日です。

その他としまして、項ズレの反映及び規定の削除としまして、町税条例第６３条の２、第１３９条の３、第１４９条中の条項における整理をする改正となっております。施行期日は、令和７年４月１日です。

以上で説明を終わられて頂きます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

６番、山田議員。

◎　６　　番（山田顕人）

改正内容ということで説明資料あるんですけども、端的に分かりやすく文言で何がどうなるんだということをほんとはね、せっかく説明資料があるんですから、それに書いてくれるとほんとに分かりやすくなるのかなと思うんですけども、今後どうですか、そういう文言を入れるような考えありませんかね。

◎　議　　長（谷口康之）

税務会計課長。

◎　税務会計課長（佐藤辰治）

改正内容の状況を踏まえまして、分かりやすいような資料という形を考えていきたいと思いますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田議員。

◎　６　　番（山田顕人）

例えば、（１）のインターネットを用いる方法の定義が示されたという所で、改正内容を見てでもですね、何かこう把握しづらい所もありまして、せっかく説明資料があるんですから、そこに文言入れてくれるときっと皆さん分かりやすいのかなと思いますので、今後共その辺よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第３号　知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例の制定について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第６、議案第３号、『知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎　税務会計課長（佐藤辰治）

引き続きまして、議案３４ページをお開き下さい。

議案第３号、知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例の制定について。

知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例を次のように定める。

この度の条例制定は、過疎地域の持続発展と支援に関する特別措置法が施行され、本条例第２条中の適用期限が時限失効となったことから従前の当該条例について、改めて期限を定めまして再制定するもので形式上は新規制定ということになっていますが、内容等については効力の期限を令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間の延長に関する一部改正と捉えて頂きたいと思います。

説明につきましても、私の方から説明をさせて頂きます。

税務会計課資料の４ページをお開き頂きたいと思います。

知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例の制定の概要になります。今回の改正内容は、条例の名称について知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を固定資産税の課税免除に関する条例の、のを削除して、新たに制定するもので課税免除の対象等については、製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業が新たに取得する資産につきまして、資本金の額に応じた額以上であれば、取得資産の固定資産税額を３年間免除するもので、その内容につきましては従前の条例に変わるところはなく、先程も説明しましたが、第２条中に規定しております適用期間を令和９年３月３１日までと改めまして、３か年間の延長をする条例となっております。

議案の３５ページに戻って頂きたいと思います。

附則になります。施行期日になりますが、この条例は公布の日から施行しまして、令和６年４月１日から適用する。（知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止）としまして、知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和３年条例第１８号）は廃止する。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

**◎　議　　長（谷口康之）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**●　議案第４号　知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め**

る条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第７、議案第４号、『知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

議案３６ページです。議案第４号、知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について。

知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては資料で説明しますので、説明資料の５ページをご覧下さい。

改正の理由です。介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号に規定する、地域包括支援センターの配置基準について、人材確保が困難になっている状況を踏まえ、これを緩和するための一部改正が行われました。それに伴い、引用条項のずれを改めるため、関係条例を改正するものです。

尚、配置基準に関する詳細については議案第５号において説明しますので、ご了承下さい。

改正の内容です。本条例第１４条１項１号に規定している引用条項の介護保険法施行規則「第１４０条の６６第１号ロ（２）」を「第１４０条の６６第１号イ」に改めるものです。

施行期日は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用するものです。

尚、議案３６ページに新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第５号　知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第８、議案第５号、『知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

議案３７ページです。議案第５号、知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について。

知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましても資料で説明しますので、説明資料の６ページをご覧下さい。

改正の理由です。介護保険法施行規則及び介護要望支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係条例を改正するものです。

改正の内容です。地域包括支援センターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算法によることを可能とするものです。

また、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、地域包括支援センターが担当する区域内の第１号被保険者がおおむね３，０００人以上６，０００人未満毎に配置すべき３職種の常勤の職員数を、当該地域包括支援センターに配置することにより、それぞれ当該３職種の配置基準を満たすこととするものです。

３職種は、※印にあります保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員とそれぞれに準ずる者をさします。

施行期日は公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用します。

尚、議案３７ページから３８ページに新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

９番、木村議員。

◎　９　　番（木村　一）

説明資料の準ずるという位置づけの人ってどういう人をさすのか。資格が無くても大丈夫なのか、その辺ちょっと説明をお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。①の保健師に準ずる者としましては、看護師ですとか準看護師があたりま

す。②番の社会福祉士に準ずる者は社会福祉主事、精神保健福祉士等があげられます。③番の主任介護支援専門員に準ずる者は、介護支援専門員として認められています。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村議員。

◎　９　　番（木村　一）

なかなか準ずる人を採用するということは、お互いに資格を持ってないば簡単でねえような気もするんだども、地域包括支援センターのそういう依頼があれば、はい、そうですかっていう簡単にいるのか。

例えばその点数に満たない場合には、支援員だとか。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。例えばですが、保健師に関しては今成り手が不足していまして、確保するのが難しい状態にあります。そういう場合、看護師資格を持つ者ですとか、准看護師の国家試験で資格を持つ者があたります。

社会福祉士に関しましても精神保健福祉士ですとか、そういう資格を必ず持っている者があたります。③の主任介護支援専門員につきましても、主任介護支援専門員となるためには５年間介護支援専門員として、従事した経験があった後研修を受けて主任介護支援専門員になるので、それが確保で出来ない地域ですとか、包括支援センターにおいてそれに準ずる者もあたって良いという、これは地域包括支援センターが始まった頃から変わりなく同じ基準になっています。

◎　議　　長（谷口康之）

質疑ございませんか。

３番、笠松議員。

◎　３　　番（笠松悦子）

すみません、ちょっと関連でお尋ねしたいんですけども、ちなみに今ここの町でというか、人数的には状態として揃っているような、揃えやすいような状況にあるのか、それともう１つ住民から言われているんですけれども、今の役場の人員の体制について、ちょっと聞かれることがあるんです。人口が減った今と、昔多かった時と役場の人員がそんなに変わっていないんじゃないかということも尋ねられますけれども、私は住民サービス、いろんなことをしていく上で、減らせば良いとは思っていないんです。まずそこで今お尋ねしたいのは、今の役場体制の人員が足りているのかどうかっていうことをちょっとお尋ねしたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。まず１点目の地域包括支援センター知内町における人員ですが、うちの町は１号被保険者が１，６００人ちょっとですので、基準が１号被保険者の数によって３職種に当たる人が１人だったり２人だったり、或いは３人というふうな基準はありますが、うちの町はおおむね１，０００人以上２，０００人未満という枠になっていますので、３職種の内２人、その１人は専任というふう規定があります。うちの町で言いますと専任でいるのが

社会福祉士１名、兼任で主任介護支援専門員と保健師がいますので、３職種全部揃っている状況にあります。

◎　議　　長（谷口康之）

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

ご説明します。職員の人員の関係ですが、昔と比べるとという事なんですが、定数の関係では定数を超えているということではないので、そういう意味でいうと足りている足りていないということで言うと足りていないのかなと思っています。

ただパッと仕事の具合を見てどうかという所になるんだと思いますが、実際にはですね、昔と比べますと介護保険だとか、やはり新しい仕事は増えています。新しい仕事が増えるとその分ですね、やはり普通交付税だとかで人件費が配置されます。人を置かなきゃない、仕事が増える。やはりそういう意味では昔と仕事１つ１つ比べても、効率外性等で増えている仕事ある、場合によっては人口が減ったから減らせる仕事もないわけではないんでしょうけど、人口が減ってもそれと比例しては減らせないと思うんですよね。やっぱり人口が１，０００人になっても戸籍係が１人２人で回せるかといったら、そういうことにはならないと。やはりどうしても人数減っていくに従って、職員あたりでカバーしなきゃないという部分は、場合によっては重みが増してくる部分もありますので、必ずしもそういう議論で足りる足りないという形ではないのかなと思っています。

あとはですね、職員の退職や最近では知内町だけじゃないですが、若い職員の早期の退職とかもきますので、余裕があると言ったら変ですけど、いざという時に対処出来るような人員確保に努めていきたいと思ってます。説明は以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

３番、笠松議員。

◎　３　　番（笠松悦子）

ありがとうございます。私も人口だからこれだけで良いとか、そういう事ではないと思っていまして、やっぱり住民サービスとそれからいつも言いますように、安心して笑顔で暮らせる町を目指すのには、職員っていうのは数じゃないと思っております。

今この時代、いろんなことで若い方が次の夢を希望を持って次の職業に就くということありますし、また管理職さん方、先輩の職員さん方は若い職員さんを指導するのは、今のこのパワハラだとかいろんなハラスメントの関係から大変だろうと思いますが、入ってきた若い方々を意欲を持って働けるような方向に導いていただきたいのと、また働き方改革というのがありますし、若い職員さんがいらっしゃるってことは育児休暇、産休とかも本当に取りやすいような職場環境にしてもらいたいなと思いますので、本当に管理職さん方は大変だと思いますが、今後町長、副町長さんをはじめ、頑張って頂きたいなと思います。

返答はいりませんけれども、とにかく頑張って下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 閉会宣言

◎ 議　　長（谷口康之）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和７年第４回知内町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

（　閉会　午前１０時４７分　）